

話題の連関

——「中外抄」「富家語」私記——

池 上 洵 一

一

久安六年七月十七日、七十三歳の藤原忠実は、次男の左大臣頼長と家司の大外記中原師元を前にして、自らの父師通と師元の祖父師平（ともに故人）にかかわる思い出、正月元日に叙位の勳文を読み上げた際の師平の作法とそれを聞く側の師通の対応の仕方などについて話して聞かせた。師元はこれを「中外抄」に筆録したが、彼はこの話を記した後に、かつて自分自身が見聞したいくつかの叙位の勳文読み上げの実例を思い合わせ、この話からわが中原家独特の作法を読み取りうとするメモを書き加えている。

このように、この話は明らかに作法の規範を教示するための

故実源として受容されたし、語り手の忠実もそのつもりで話したに違いないけれども、なぜこの日この話が思い出されたかといえ、その理由は益田勝実氏がいみじくも指摘されたとおり「魂祭りの頃の心情」にあつたに違いない。孟蘭盆の直後の先祖を偲ぶ心情の名残りが、偲頼する侍者の先祖と自分の先祖とをつなぐこの話を思い出させたのである。

この日はこの話が口火となって次から次へと話が呼び出されていった。委細については益田氏の分析に譲って要点のみ紹介すれば、先祖の話はさらに拝礼の際の師平の態度からその子の師遠（師元の父）のことに及ぶ一方、忠実自身が師通から教えられたト申の持ち方の話へとつながっていった。こうして話題が祭りの儀式に及ぶと、孟蘭盆と関連して盃拝の儀についての

頼長の質問を呼び、その議論がすむと、これも孟蘭盆と関連して冥界の話となり、冥界でも人格者が尊敬されているらしいことを語って、次には現世でも人格者が慕われた例として小野宮実資が薨じた時の話へと展開していったのである。

「中外抄」や「富家語」の内容は、「江談抄」なども基本的にはそうであるように、有職故実学の伝授であり、故実は説話の形で伝承されることが多いがゆえに、これらは実際に口語られた説話の数すくない直接的記録として貴重でもあるのだが、右の例からもわかるように、忠実が折にふれて話して聞かせた有職故実譚は、決して体系的に用意されていたのではなく、その日その時の季節感や年中行事、身辺の雑事や社会的ニュースなどに触発されてまず最初の話題がえらび出され、それに関連して次なる話題がたぐり寄せられるというようなものであったらしい。語られた日付をまったく記さない「江談抄」や語られた時の状況をほとんど記さない「富家語」に比べて、日付や情況の詳しい「中外抄」はこうした問題についての手掛りをもっとも豊富に提供してくれる。

たとえば「中外抄」久安三年七月十九日条は次の記事で始まっている。⁽²⁾

祇候入道殿御前。^{宇治本} 御物語之次、仰云、故白河院御

時ニ、山大衆入龍祇園。而遣忠盛為義被追出了。其時我

夢云、炎魔法王令登天台山給者。彼時龍居、仍不申出也。

忠実はそのころ住居としていた宇治小松殿で、故白河院の在世中、もっと正確に補足していえば保安四年七月十八日に起

った事件について語った。保安四年といえは忠実は四十六歳、

彼はその前々年にすでに閑白を辞して引退生活に入っていた。

その七月十八日、山門の衆徒は平忠盛が越前国で神人を搦め取

ったことに抗議し、日吉の神輿を奉じて入京せんとしたが官兵

に防がれて祇園に立籠り、追撃した忠盛や源為義らによって追

払われるという事件が起こった(「百鍊抄」)。「平家物語」巻一

の「内裏炎上」でも触れられている有名な事件である。忠実の

話の中心は彼がその時間魔王が叡山に登るのを夢に見たけれど

も黙っていたという事実の方にあるのだが、彼にこの話を思い

出させたのは、ちょうどそのころ世人の耳目を集めていた祇園

社の騒動であった。

すなわち久安三年六月十五日、この日は祇園の臨時祭だった

が、平清盛の郎等と祇園の神人との間に闘争が起り、神人は

負傷、神殿には矢が当たった。このため二十八日に山門の衆徒は神輿を奉じて入京、忠盛清盛父子の流罪を要求、三十日に法皇は群卿を召して忠盛らの罪を讓せしめ、重科にあらすと定められたけれども、七月八日には明法博士らに清盛の罪状を勸申せしめ（以上「台記」）、一方十五日には再び入京との噂が高い衆徒に備えて西坂本に武士を布陣させるなど（「本朝世紀」）、都は緊迫の空氣に包まれていたのである。

こうして眼前の祇園社騒動は、同じように忠盛がからんでいた三十余年前の騒動を思い出させた。むろん彼は騒動そのものを語ろうとはしない。その時の不思議な夢の意味するものが何であったのか、その方が関心事であって、話は次のように展開する。

又仰云、夷政罪名定時ハ鳩居^ニ廊^邊云々。

これは大宰大貳藤原夷政が宇佐八幡宮の神輿を射た罪を訴えられ、その罪名を讓した寛治二年十一月三十日の出来事である（「師記」）。この結果夷政は伊豆國に配流されるが、この日靈異があったことを「百鍊抄」十一月二十九日条）は、

金鑲之間、摂政直處有^ニ光耀。在陣之公卿一兩、見^ニ鬼物之靈異。

と記している。忠実のいう鳩はもちろん八幡宮の神使であるか

ら、彼の話の方がより直接的に宇佐の神威を示している。要するに祇園の神輿を射て神の怒りが心配される状況の話は、宇佐の神輿を射てたしかに神の怒りにふれた話と呼び出したのである。

それにしても問題の祇園の祭神牛頭天王とは何者なのか。宇佐の八幡のようにはずっきりと理解できない氣持がしたのである。忠実は師元の意見を求めた。

又仰云、祇園天神ハ何皇乃後身哉。予申云、神農氏之靈歟。件帝ハ牛頭也。但故忠尊僧正説ニハ、王子晋之靈云々。仰云、神農氏也。神農氏ハ薬師仏同躰也。

話題が祇園の祭神に及ぶと、牛頭天王以外の祭神についても氣になってくる。それが次の記事であらう。

又仰云、蛇毒氣神ハ何神哉。申云、不知^ニ子細^ノ候。但後三条院御時、御躰焼失之時、付^ニ貞例^{（マツル）}奏被^レ勸^ニ御形^ノ縁^レ了。其後奉^レ造了。仰云、件御躰造ける仏師ハ面ニ覆面してぞ奉^レ造ける。其後目開ナリテ無^レ程死去了云々。

蛇毒氣神も祇園社の祭神であり、後三条天皇治世の延久二年十月十四日の火事で焼失し、この神像を再び造ることの可否が延久三年から四年にかけて大問題となったことがある（「小朝熊社神鏡沙汰文」）。

さて、おそろしいまでに威力ある神、しかも主祭神にあらざる神といえ、思ひ出されるのは園城寺の新羅明神であった。

又仰云、新羅明神ハ入定神にて無_レ止事_ニ御神也。我者先年所勞時有_レ事驗。仍在俗之間奉幣也。又宇治殿御祈_ニ頼豪阿闍梨參入タリケレバ、自_レ宝殿妻戸_ニ衣袖指出タリケリ。又後_ニ三條院事、御最後_ニをこたりの文ナド令_レ書御云々。

ここでもまた後三條天皇が出てくるが、崩御直前の延久五年四月二十七日に同明神に奉幣して平癒を祈った事実(『扶桑略記』)を指しているのであろう。

「中外抄」のこの日の記事は、この後にもう一つ、

又仰云、故師平ニハ罷逢歟(下略)。

と、祖父師平に会ったことがあるかと師元に尋ね、祖父の面影をまったく知らぬという師元に師平の印象を話して聞かせている条がある。これまでの数条とはまったく関係のない話題であるが、これも七月十九日という「魂祭りの頃の心憎」の産物であろうか。七月十一日には英惑星が房第二星を犯すという天変があったから(『本朝世紀』)、それがこの条の「天文奏持參之時」の師平の姿を思ひ出させたと考えられる。そういえば最初に紹介した久安六年七月十七日条でも、一連の孟蘭盆、先祖関係の話が終った後に突如として天文奏のことが話題になっている

のだが、これも同年七月十二日に大流星があり、太白星が狂見えるという天変があったこと(『本朝世紀』)と無縁ではないのかもしれない。

三

このように、忠実の談話はその日その折の年中行事や事件に触発される形でまず最初の話題がえらび出され、それに関連して次から次へと話がたぐり寄せられるのであった。最初の話題は頼長らの質問で始まる場合がすくなくないが、頼長はその時々宮廷行事に対処するために質問してくるのであるから、質問の内容は近々行われる予定の行事に関係したものが多く、一見なんの行事にも事件にも関係がないように見える話題でも、たとえば、

詆_レ候御前。被_レ仰_ニ雜事之次、仰云、孔雀ハ何ナル物ゾ(下略)。

と始まっている久安四年四月十八日条の孔雀の話は、実は前年の十一月に摂政忠通が孔雀と鸚鵡を法皇に献上し、頼長はこれらの鳥に知的興味をかき立てられて何度も見ていること、とくにこの年の四月五日には新院に申請して孔雀を借覧し翌日に返

していること（『台記』久安三年十一月十日、同四年四月五日条）が、忠実にこの発言をさせていることは確実であるし、この後に、

又仰云、鸚鵡言由聞、今度鳥不言如何（下略）。

と続く鸚鵡も、「今度（の）鳥」とあるのでこの鳥のことである。前年十一月二十八日に頼長は法皇が忠実に貸与した鸚鵡を見ているから（『台記』）、この鳥は忠実も親しく目にしていたのである。

あるいはまた、久安三年十一月十五日条の、後に『続古事談』に引かれて有名となった、公季が幼時に村上天皇の御前で「エツツミ（荏婁）」を食べたいと言った話などは、なんの行事とも関係のつけようがないけれども、この条の最初に、

祗候御前。千時間食御料。被仰云（下略）、

と情況の説明があるので、食事中の忠実が食事に触発されて思い浮べた話題であったとわかる。これはもうこの説明がなければ推測不可能な理由であるけれども、とにかく彼の話題は決して教科書の目次を操るようにはえらび出されるものではなかった。各条について逐一紹介していけばきりがなし、全条がすべてうまく説明できるわけではないが、右に紹介した例が決して特殊な一部分ではないことだけは断言してよい。

さて、『中外抄』にこのような話題の選出と連関が認められるとすれば、同じ忠実の談話を筆録した『富家語』にも同様の傾向があつて不思議ではあるまい。各条が語られた日付も、その時の情況も、ごく少数の例外を除いてまったく記さない『富家語』にこのような傾向を検証しようとするのは、まことにおぼつかなく困難なことであるけれども、しかしまったく不可能なことではなさそうである。

たとえば永暦元年条に

仰云、被渡義親首日、故殿二人、多見物可見之由申之処（下略）、（114）

という、後に『古事談』に引かれて有名となった話があるが、忠実がこの話を思い出したのは、鎮西の賊の首領日向通良とその部下の首級が平清盛によって京に届けられ、上皇が棧敷で見物したという、この年五月十五日の事件（『百鍊抄』）によってであろう。その次の条に、

仰云、市政我モ一度見キ（下略）。（115）

とあるのは、市政が罪人を獄に送る行事であるうえに毎年五月に行われる点でも前条と深い関係にある。

また平治元年条に、

仰云、糸毛車ニハ尻ニ不出衣是説也。而故二位大納言某、

女御代糸毛ニ被_レ出衣、是不知_レ案内ニ故也（下略）。〈101〉

という話があるが、女御代は大嘗会の御禊のために選定されるものであるから、この年十月二十一日に行われた御禊（皇年代略記「二条院条」）に関連した話題である。その次に、

或人申云、大嘗会御禊院御棧敷_{四院}、殿上座幄并被_レ立_三柱松（下略）。〈101〉

とあるのは、その御禊当日の院の棧敷と殿上人の座の幄と柱松を話題にしたもの。次の、

或人申云、宰相俊憲卿、同日面ハ薄物歟殺歟透タルニ（下略）。〈102〉

も同じ日の公卿の服装の疑問を尋ねたものである。これらはすべて御禊の直後に語られたに違いない。その次の、

仰云、御堂入道殿、内弁ヲ令_三勤仕給トテハ、柿ヒタシヲ聞食ケリ（下略）。〈103〉

は、大嘗会に関連して内弁のことが話題になったもの。さらに、仰云、後三条院於_三官庁有_二御即位也。故殿令_三勤_二内弁給（下略）。〈104〉

も同じく大嘗会に関連する即位、内弁についての話である。大嘗会はこの年の十一月二十三日に行われたから（皇年代略記「二条院条」）、この二条の話はその前後に語られたものであろう。

つまり「富家語」の各条も「中外抄」と同様に語られた日付の順に並べられているらしいのである。

四

このことを保元三年の条を例に検証してみよう。ただし紙面の制約があるので、以下「富家語」各条は益田勝実氏が「富家語の研究」（『中世文学の世界』所収）の翻刻に用いられた説話番号で表わすことにする（この説話番号は宮田裕行氏の勉誠社文庫「中外抄・富家語」にも用いられている）。

この年は〈56〉から始まっているが、この条の主題はいわゆる練（わり）・練歩の作法であって、これは元旦の節会に関連する話題である。〈57〉は除目の執筆の作法。この年の除目は正月二十四日から二十七日にかけて行われた（『兵範記』）。正月になると思い出される話題なのであろう。〈58〉は出居に疊を敷く作法。元旦に忠実の孫の右大臣基実が、前年八月に東三条第に住むようになってから初めて節供を、同第の西の出居に設けている（『兵範記』）。これに関連した話題である。〈59〉は服装について或る人の質問に答えたもの。次条に関連する話題であらうか。〈60〉は正月二十一日に行われる内宴（『兵範記』）に着用す

る衣服について忠通の質問に答えた条である。へ61について未詳。へ62は立後の時の作法であるが、この年の二月三日に立後の事があって、頼長の養女の皇后多子が太皇太后に、忠通女の中宮皇子が皇太后になった(『兵範記』)。へ63の諸社奉幣の話は二月四日に基実が春日社に奉幣の使を出発させた事実に関連するか。翌五日は春日祭であった。なお二十八日には春日社への行幸もあつた(ともに『兵範記』)。へ64は前条に関連する話題。へ65へへ66については未詳だが、へ67の叙位の尻付の話は三月一日春日社行幸の賞として基房が従二位に叙せられたこと(『兵範記』)に關係があろう。へ68は忠実自身が幼なかりし日に舞人の役を勤仕した石清水臨時祭の棉立ちの日の思い出。この年の祭りは三月二十二日、棉立ちはその翌日であった(『兵範記』)。忠実が舞人になったのは寛治二年、十一歳の時のことである(『後二条師通記』寛治二年二月二十八日、三月二十一日二十四日条)。祭りの季節の到来に八十一歳の忠実の思いは遠く七十年前の少年時代に翔んだのであつた。その記憶の鮮明さにはただただ驚嘆のほかない。

これ以上同じような分析を続ける必要はあるまい。やはり『富家語』の各条は、それらが語られた日付の順を逐うて記されているのであり、そこに見られる話題の選出法や連関の仕方は、

「中外抄」のそれと基本的には変わっていないと見てよさそうである。

それにしても保元元年七月のいわゆる保元の乱は、忠実の境遇を大きく変えた。あれほどまでに愛した頼長は横死し、憎しみの対象でさえあつた忠通が氏長者に復した。そして忠実自身は知足院に幽閉の日々を送っている。そういう失意の状況にもかかわらず、彼の耳は鋭く外界に向いており、情報もまたさまざまに届けられる。稀には忠通からの質問もあつた。「中外抄」にしばしば登場した頼長の姿が消えたことにはさびしさを禁じえないが、『富家語』の世界に決定的な変化は起こっていないように見える。

さすがに保元元年の記事は、改元以前の久寿三年正月の談話と思われるものがへ9へ10へ11へ12に見られるだけであるが、保元二年はへ13へ14に臨時客・御齋会と正月らしい話題で始まっている。前年に白河院の崩御があつたので、この年は隙間のため臨時客や大饗は行われなかつたのだが、季節がそれを思い出させたのであろうか。実は前年も隙間(久寿二月七月近衛天皇崩御)のために饗宴はなかつた。近年行われた最後の臨時客といえは久寿二年正月二日にいまは亡き頼長の邸宅で行われたそれである(『兵範記』)。これらの話を語る忠実の脳裏を頼長の

姿が横切ることとはなかったであろうか。「富家語」の記事にそれをさぐる手掛りはない。筆録されているのはあくまでも有職故実譚であつて、それを語らせる契機となつた行事や事件についての直接的な反応の記録では決してないからである。

五

ところで、私はこれまで、現存する「中外抄」や「富家語」が師元や仲行によつて筆録された当初の姿をそのまま伝えていゝることを無言のうちに前提として分析を試みてきた。この前提は正しかつたらうか。それとも「江談抄」に醍醐寺本「水宮抄」や神田本・前田本など各条の配列が異なる古写本があるように、これらはたまたま現代まで生き残つた異本の一系統に過ぎないのだろうか。結論から先に言えば、こうした危惧はまったくの杞憂に過ぎないようだが、しばらくこの点について考えておこう。

「中外抄」・「富家語」とも現存する諸本の祖本は「古事談」撰者源顕兼の所持本であつて、「中外抄」上巻は建保二年正月、下巻は建暦二年十月、「富家語」は承元五年五月に各々顕兼所持本を書写した本を祖としているから、現存諸本は顕兼が「古事

談」を完成させる以前の、おそらく「古事談」の典拠として用いられた写本の面影を伝えていることになる。また諸本の外題に「極秘」、奥書に「最秘者也」とか「此書世間希也」とかの文句が多く見られることは、これらの書が文字通り流伝の稀な秘書であつたことを物語っているのだらう。王朝の多くの説話が「古事談」を経由することによつて散佚を免れ中世に伝えられたが、それと同じように、「中外抄」や「富家語」は顕兼を経由することによつて後の代に伝えられたのである。ただし、これらの書の流伝がどんなに稀であつたとしても、当時顕兼のところにしか伝わつていなかったわけではない。その事實は次に紹介する「世俗浅深秘抄」の内容によつて明らかである。

「世俗浅深秘抄」は上巻一四七条、下巻一三九条、合計二八六条から成る有職故実書である。この書についての研究は和田英松氏の「皇室御撰之研究」がもっとも詳しく、⁽⁶⁾それによると撰者は後鳥羽院、成立したのは同院の讓位以後、建暦年間であるらしい。ところが、この書には明らかに「中外抄」・「富家語」からの引用が認められるのである。

(表Ⅰ)

中外抄	世俗浅深秘抄(上・54)
久安四年八月五日、仰云、	神事精進事。被引上藤神

同日神社ノ精進をするには、上蔭社ニ付也。稲荷祇園同日行幸之時ハ、先稲荷にて魚ヲ供テ、次祇園にてハ淨食にて御也。又白河院仰ニハ、宇佐使ノ間ハ帝王淨食にて有ル。伊勢幣を披立時ハ魚食ナリ。されバ宇佐使間ハ伊勢幣の有レカシト思ナリ。

食、魚事ハ公家之儀也。其モ猶居交テ寒不_レ食。況其外院中以_レ下猶可_レ為_レ精進歟。但為_レ伊勢事者、雖_レ院中、必可_レ居_レ交魚味也。臣下以下必不_レ然也。

このように「世俗浅深秘抄」はかなり主體的に「中外抄」を吟味して取捨や増補を加えながら受容しているので、判断に迷う点もないではないが、(表II)のように「富家語」の一条を二条に分割した例や、とくに(表III)のように大量かつ連続的な関係が認められることから、直接的引用関係の存在は疑う余地がない。

(表II)

富家語(へ31)	世俗浅深秘抄(上・93-94)
仰云、騎馬日ハ最上劔平緒水精柄劔等不 _レ 用事也。遠所行	一、騎馬日不 _レ 帶 _レ 水精柄劔。是秘藏事也。

幸ニハ蒔絵螺劔ヲ用也。是木地損故也。

一、遠所行幸之時。用_レ蒔絵螺劔云々。然而猶非参議次将未_レ聞_レ其例。仍近代之人不_レ用歟。所證不_レ可有_レ難事也。

(表III)

中外抄	富家語	B	C	D	E	F
		53	54	55	56	57
		74	75	76	77	78
		79	80	81	82	84
		92	95	98	100	102
		109	116	119	124	6

(表IIIの注)

	A
85	7
86	12
87	24
88	13
89	14
90	28
92	30
93	31
94	31
95	46
96	46
97	47
98	47
99	65
100	62
101	70
102	89

A | 康治元年十月十三日条。 B | 久安四年五月二十三日条。 C | 久安四年八月五日条。 D | 久安四年八月二十四日条。 E | 仁平元年十二月三十日条。 F | 仁平四年五月二十一日条。

和田氏の推定通りに「世俗浅深秘抄」が建暦年間に成立したとすれば、わずかながらも「古事談」に先立ち、「中外抄」・「富家語」を引用したもつとも古い例となる。しかもそこに反映し

ている「富家語」各条の配列は現存本とほぼ一致しており、「中外抄」もとびとびではあるが順序は逆転していない。この事実は現存本の配列が後鳥羽院の見た本とも一致していることを示し、この配列が成立当初から変っていないことを示唆している。こうして先述の危惧はやはり杞憂に過ぎなかつたことが立証されるのである。

六

「中外抄」・「富家語」からの引用と云えば、この両書の説話が「古事談」や「統古事談」に引用され、そこからさらに「宇治拾遺物語」や「十訓抄」へと伝わっていったことは周知の通りである。しかし、右の「世俗浅深秘抄」の例が如実に物語っているように、両書の説話の流伝は決して説話集だけにとどまるものではなかつた。各条の内容から考えても、その多くは説話集よりも有職故実書の方にこそ引用されるにふさわしかったはずである。たとえば鷹司冬平（嘉暦二年薨、関白・太政大臣）の「後照念院殿装束抄」に両書からの引用があることは早くから指摘されていた。この書は名の通り装束の故実書であるが、「世俗浅深秘抄」に比べると類聚・整理の意識が一段と強く働

いており、忠実の発言がしたいに後代の規範となつていった様子がかがわれる。参考までに両書と「後照念院殿装束抄」との関係を表示すれば、「表Ⅳ」の通りである。

〔表Ⅳ〕

	後照念院殿装束抄	富家語	中	外	抄	世俗浅深秘抄
装束着様事	147					
唐装束事	197					
夏冬・白重事						康治二年五月七日条
沸雲并鶴浮線テウノ袍事	240					
打下襲事	13	46				康治二年五月七日条
火色皆練下襲事	65	241・235				
東装下柏事						久安五年十月二日条
笏事	30					
剣足緒事						康治二年五月七日条
騎馬日劔平緒事	31					
白重時劔緒平緒事	169					

さらに、中院通方（暦仁元年薨、大納言）の「傍抄」も見落とすことができな。この書の上巻、白重の条には次のような本文と首書がある。

〔本文〕保延六十一十新所句。或人記曰。康和二年七月一

日新所句。此日左大臣俊房着_二白重_一云々。今日子着_二之如何申_一禪閣。仰云。老人苦熱之比着_二白重_一。因_レ之彼大臣被_レ着_二歎_一云々。何可_レ着乎。仍今日余着_二打下重_一。

〔首書〕嘉禎四正。着_二白重_一事。内々示_二合備州_一之処。御白重尤珍重候。且所見如_レ然。詰ニナレバ弥勿論之事歟。

金剛勝院供養日。康治二年六月六日顯頼卿着_二用之。次日宇治左府被_レ語_二申禪閣_一。知聖院殿ソレハ何様ニシテ令_レ着_二ケルニカ。白重ハ

冬着_二之。夏ハ四月朔日ノ白重ヲ置テ。定ナドノ有夜。熱時着_二之。又老者ノ刷之時着_二也。秋中間着_二白重_一何故哉云々。

師元曆記所_レ注如_レ此候。随_二覚悟_一令_二注申_一候。ます本文について。「或人記」とは頼長の日記「台記」を指す。

この書は「台記」をしばしば「或秘記」として引用するが、こゝはその変形である。つまり「或人記曰」以下に引用されているのは、新御所で句讀があつた保延六年十一月十日の「台記」の一節であろう。この年の「台記」は現存しないので實際にたしかめることはできないけれども、頼長は白重について康和二年の俊房の例を引きながら忠実（禪閣）に質問している。

首書の方は、康治二年六月六日に顯頼が白重を着用していたことにつき、翌日頼長が忠実に質問したという話を記しており、それは「師元曆記所_レ注如_レ此候」なのだといふ。「師元曆記」と

は何なのか。それを問う前に、白重についてはほぼ同様の話が「中外抄」にも「富家語」にも筆録されていたことに注目しなければならぬ。それぞれの話が語られた日付は次の通りである。

①保延六年十一月十日 筋抄・(台記)

②康治二年五月七日 中外抄・後照念院殿装束抄

③康治二年六月七日 筋抄・(師元曆記)

④応保元年 富家語・後照念院殿装束抄

つまり忠実は白重についてほぼ同じ話を四度くり返して語っている。「中外抄」と「富家語」の間には重複した話題がかなりあるし、「富家語」の(7)と(167)、(18)と(23)のように同一書の中にさえ重複した話題が相当に見られることから考えて、同じ話を四度話したという事実については今さら驚くまでもないが、②と③との間が正確に一箇月であることには多少の抵抗を感じざるをえない。「中外抄」によれば②は師元に質問されて答えたことになっているが、それとまったく同じことを③は頼長に質問されたというのは、不自然である。そこで②と③はもともと同一日の同一の談話ではなかつたかという疑問をぬぐい去ることができないのだが、③に見える金剛勝院供養の日を確かめる史料を発見できないこと、「中外抄」の天養元年三月三

日条や久安四年閏六月四日条の間答は頼長も「台記」に記しており、頼長側の記録と一致することが少なくないのに、「台記」康治二年五月七日条、六月七日条ともに、この種の質問をしたことはもちろん、関心を抱いていたことを示唆する記事さえないこと等々の理由から、同一の談話であったと決めるわけにもいかない。

この疑問にこだわるのは、③にいう「師元曆記」の素姓に係してくるからである。これが②の「中外抄」とは別のものであったとすれば、どんなものを想定すればよいのか。「曆記」は「台記」の別名として用いられたことがあるが、同書はまた「日次記」とも呼ばれたように、「曆記」は「日次記」であり、つまりは「日記」と同義である。現在ほとんど散佚して「歴代残闕日記」に断片のみを残す「大外記中原師元朝臣記」のことであろうか。そうだとすれば師元は「中外抄」の他に、自分の日記にも忠実の談話を相当詳しく記録していたことになる。この問題については別の機会に考えてみたいが、「筋抄」の記事には意外に大きな問題が含まれているのである。

「中外抄」・「富家語」と直接関係にある有職故実書は以上の外には審らかでない。ただ鷹の故実書である「基成朝臣鷹狩記」⁽⁹⁾と「嵯峨野物語」⁽¹⁰⁾に「富家語」(36)の引用とおぼしき部分があ

ることだけを指摘しておきたい。ただし、これは「古事談」にも引かれた話であるから、「古事談」から引用した可能性がないわけではない。

七

話を元に戻そう。「中外抄」や「富家語」の各条が忠実の談話の順序のままに筆録され、配列に変化は生じていないとすれば、そこに見られるのは、これまで見てきたように、年中行事や事件などその時の情況に触発されてまず思い浮べられる話題と、それが次々に別の話題をたぐり寄せていくという、話題の連関の様相であった。一方、話題の連関と言えば、連関の妙それ自体が不思議な魅力を作り出している説話集「宇治拾遺物語」⁽¹¹⁾を思いおこさずにはいられない。同書の説話配列は連関の効果を鋭く計算しきったきわめて技巧的なものであった(確証はないが、そう考えたいほどの見事な話題の連接転換がある)。それは紙に文章で書かれた説話集として、最初から順を逐うて説まれることを前提にして工夫された、いかにも文字文芸らしい技巧のように見える。しかし、その配列法は実は根底のところでは口語り説話の語られ方と相通じ、へ、その緒でつながっていたのではないだろうか。

とはいえ、私はこういう言い方がいかにも論理の飛躍したものであることを自覚している。「中外抄」や「富家語」に筆録されているのは口伝とか教命とか呼ばれる口頭による有職故実学の伝授であつて、⁽¹²⁾いかに故実が説話の形で伝えられることが多^いといつても、その伝授は説話そのものに興味と関心を寄せて話して聞かせる場合とは區別して考へるべきであらう。さきに見た「中外抄」や「富家語」の話題の連関も、それ自体が伝授といふものの特徴を示しているのではなからうか。

たとえば久安三年の祇園社騒動に觸発されて語られた「中外抄」の教条をふりかえてみよう。忠実はこの騒動から昔自分が得た夢想を思い出して語つたが、彼の関心は神の告げとしての夢から神の使いの出現へ、祇園の牛頭天王から蛇毒鬼神、新羅明神へとつながるばかりで、「強訴といへば興福寺の場合は」とか、「仏師が死ぬほど激烈な祟りのあつた例といへば」とか、そういった方向にはなかなか展開しなかつた。つまり最初に設定された「神の告げ」あるいは「神威」というテーマから話がそれていくことはないのである。

故実というによりふさわしい話題の例でいえば、「富家語」永暦元年条の師通が義親の首を見なかつたという話は、「貧人は死（罪）人を見るべきや否や」というテーマで強く規制されてい

るのであつて、「同じ罪人でも市政なら自分も一度見た」という話にはつながつても、「見物人が多かつたといへばこんな事件があつた」といふふうにはつながりにくいのである。同様に平治元年条の道長が内井を勤める時柿ひたしを食べたという話は、「大嘗会や即位などの内井の心得」であるから、食物や声の話には決して連想がつからなかつたのである。

「中外抄」や「富家語」の世界に接觸したことがある人には、これは今さらもつともらしく指摘するのも氣恥しい、あまりにも当然なことに思われるに違いない。しかし、これはおそらく口伝・教命の特徴なのであつて、当時ふつうに説話が口語られる場合には、かなり違った傾向が見られたのではあるまいか。「ふつうに」とはどんな状態を意味するのかと問われると改めて議論が必要になるけれども、ともかく説話それ自体のおもしろさに身を寄せて、説話の外なるテーマに規制されることなく、内なるものによつて話が話呼び出していくような口語りの場、伝承の場があつたと思う。その具体的な解明は別の機会に譲らざるをえないが、予告的にいえば、最初の話題の設定は口伝・教命と同じように季節感や年中行事、事件その他に觸発されるなされるけれども、話題の連関、展開はより自由であるような場が現実存在していたと思うのである。さきに述べた「宇治

拾遺物語」の問題なども、それとの比較においてこそ意味を持つてくるはずであるが、口語りの特殊な一形態である口伝・教命においてさえ、基本的には口語り説話のそれと共通する話題の設定、連関が認められることを、ここでもまず確かめておきたかったのである。

- 注(1) 益田勝実「古事談」鑑賞 十一(解釈と鑑賞・昭和四一年三月号)。
 (2) 「中外抄」の本文は、上巻は宮田裕行「中外抄とその研究」下巻は前田家本複製(尊経閣叢刊)による。
 (3) 蛇毒鬼神(群書類従本は「地毒鬼神」と誤記)の機能その他については、村山修一「本地垂迹」(日本歴史叢書一〇〇一—一〇四頁参照)。「富家語」の本文は、益田勝実「富家語の研究」(「中世文学の世界」所収)による。内は同書に用いられている説話番号である。なお「中外抄」については研究のための説話番号さえまだ付けられていないのが実情である。
- (5) 注(1)及び(4)参照。
 (6) 「世俗浅深秘抄」は「群書類従」雑部所収。同書については「国書寮典籍解題・純歴史篇」や「群書類題」にも解説があるが、いずれも和田氏の説に従っている。
 (7) 池田龜鑑「説話文学に於ける知足院関白の地位」(国語と国文学・昭和九年二月号)。
 (8) 「群書類題」(簡抄)の項参照。
 (9) 「基成」は「基盛」の誤記であるらしい。「群書類題」基盛朝臣廣持記」の項参照。
 (10) 選述者は一条良基。

- (11) 益田勝実「中世的風刺家のおもかげ——宇治拾遺物語」の作者(文学・昭和四一年二月号)・三木紀人「背後の貴族たち——宇治拾遺物語第一〇話とその前後——(成蹊国文・七・昭和四九年)など参照。
 竹内理三「口伝と教命——公卿文学の系譜(秘事・口伝成立以前)——」(「律令制と貴族政治・第二部」所収)。